

(1) 審議事項

①令和5年度旭市国民健康保険事業特別会計予算（案）

(事業勘定)

(1) 歳入

(単位：千円、%)

科 目				説 明		令和5年度 予 算 額	令和4年度 予 算 額	対前年度増減		
								増 減 額	増 減 率	
国 民 健 康 保 険 税	医 療 分	一 般	現年課税分	○課税の対象は退職被保険者を除く被保険者 ※令和2年度からは全被保険者	当該年度に課税する税金	1,089,387	1,138,236	△ 48,849	△ 4.3	
			滞納繰越分		前年度以前に課税し未納となっている税金を繰り越したものの	46,413	45,099	1,314	2.9	
		退 職	現年課税分	○課税の対象は60～64歳の厚生年金等受給者で一定の要件を 満たす被保険者	※一般に同じ	0	0	0	—	
			滞納繰越分			1	1	0	0.0	
		小 計			○歳出、保険事業費納付金（医療給付費分）の財源として課税する税金 【R5年度】所得割率6.6%、均等割額21,000円/人、平等割額26,000円/世帯、世帯上限額65万円		1,135,801	1,183,336	△ 47,535	△ 4.0
	支 援 金 分	一 般	現年課税分	※医療分に同じ	※医療分に同じ	370,702	386,465	△ 15,763	△ 4.1	
			滞納繰越分			15,207	14,942	265	1.8	
		退 職	現年課税分	※医療分に同じ	※医療分に同じ	0	0	0	—	
			滞納繰越分			1	1	0	0.0	
		小 計			○歳出、保険事業費納付金（後期高齢者支援金分）の財源として課税する税金 【R5年度】所得割率2.3%、均等割額12,000円/人、世帯上限額20万円		385,910	401,408	△ 15,498	△ 3.9
	介 護 分	一 般	現年課税分	○課税の対象は退職被保険者を除く40～64歳までの被保険者 （介護2号被保険者）	※医療分に同じ	148,137	149,937	△ 1,800	△ 1.2	
			滞納繰越分			7,269	7,105	164	2.3	
		退 職	現年課税分	※医療分に同じ	※医療分に同じ	0	0	0	—	
			滞納繰越分			1	17	△ 16	△ 94.1	
		小 計			○歳出、保険事業費納付金（介護分）の財源として課税する税金 【R5年度】所得割率1.7%、均等割額14,000円/人、世帯上限額17万円		155,407	157,059	△ 1,652	△ 1.1
	計					1,677,118	1,741,803	△ 64,685	△ 3.7	
国庫支出金				○国からの交付金 国の事務的性格を有するものや国の施策に必要な費用の交付（災害臨時特例補助金・国民健康保険制度関係業務事業費補助金など）		3	3	0	0.0	
県 支 出 金	保険給付費等普通交付金			○歳出、保険給付費に必要な費用の交付（療養給付費・療養費・高額療養費・高額介護合算療養費・移送費・審査支払手数料分）		5,758,736	6,312,074	△ 553,338	△ 8.8	
	保険給付費等特別交付金			○各市町村の特別事情や経営状況に応じた交付金 ①特別調整交付金…結核・精神医療費など、各市町村の特殊事情に基づき交付 ②保険者努力支援交付金…実施事業を点数評価し、点数×単価×国保人口に基づき交付 ③都道府県繰入金…県一般会計繰入金の一部を市町村の特別事情に応じて交付 ④特定健康診査等負担金…特定健康診査等に要した費用の一部を交付		136,298	141,229	△ 4,931	△ 3.5	
	計			○県からの交付金		5,895,034	6,453,303	△ 558,269	△ 8.7	
繰 入 金	一 般	保険基盤安定繰入金	○国保税の軽減額や収入減少に対し補填（軽減分）均等割軽減額に応じて算定（支援分）軽減対象者人口に応じて算定			402,988	404,237	△ 1,249	△ 0.3	
		職員給与費等繰入金	○職員給与費等…事務費相当分（歳出、総務費4事業分）			46,700	47,305	△ 605	△ 1.3	
	繰会	出産育児一時金等繰入金	○出産育児一時金等…歳出、出産育児一時金支給総額の2/3			18,608	18,200	408	2.2	
	入計	財政安定化支援事業繰入金	○財政安定化支援…被保険者の国保税負担能力（低所得者対策）や年齢構成（高医療費対策）に応じて算定			17,880	22,331	△ 4,451	△ 19.9	
		未就学児保険税均等割軽減分	○未就学児に係る被保険者均等割額の軽減措置分			4,961	5,231	△ 270	△ 5.2	
	小 計						491,137	497,304	△ 6,167	△ 1.2
	金	財政調整基金繰入金						335,000	180,000	155,000
計						826,137	677,304	148,833	22.0	
繰越金				○前年度からの繰越金（前年度決算剰余金－財政調整基金積立金）		1	1	0	0.0	
一部負担金				○一部負担金の収入（特別な事情により一部負担金の支払いを猶予し、市が被保険者から徴収する場合など）		1	1	0	0.0	
使用料及び手数料				○国保税の督促手数料		1	1	0	0.0	
財産収入				○財政調整基金運用収入		80	180	△ 100	△ 55.6	
諸収入				○その他の収入（国保税の延滞金・返納金等）		25,625	27,404	△ 1,779	△ 6.5	
歳 入 合 計						8,424,000	8,900,000	△ 476,000	△ 5.3	

(2) 歳 出

(単位：千円、%)

科 目			説 明	令和5年度 予 算 額	令和4年度 予 算 額	対前年度増減	
						増 減 額	増 減 率
総務費			○一般事務に要する経費 ①国民健康保険一般管理費…国民健康保険に係る一般事務費 ②国民健康保険団体連合会負担金…千葉県国民健康保険団体連合会に加入している団体が負担する経費 ③国保賦課徴収一般事務費…国保税の賦課徴収に係る一般事務費 ④国民健康保険運営協議会費…国民健康保険に関する重要事項を審議するための経費	46,700	47,305	△ 605	△ 1.3
保 険 給 付 費	一 般 被 保 険 者 分	療養給付費	○病院などで被保険者証を提示して受診した医療費の保険者（旭市）負担額（7割～8割）	4,925,113	5,442,990	△ 517,877	△ 9.5
		療養費	○病院などで被保険者証を提示せずに10割支払ったときの払い戻し、医師の指示により、補装具を作成した場合や、はり・あんま・マッサージなどの治療を受けた場合などの給付	51,722	48,949	2,773	5.7
		高額療養費	○自己負担限度額を超えて支払った一部負担金に対し、超えた金額を給付	770,088	807,645	△ 37,557	△ 4.7
		高額介護合算	○医療と介護の一部負担金の合計額が年間で一定の額を超えた場合に給付	1,000	1,000	0	0.0
		移送費	○重病人などが医師の指示に基づき、やむを得ず転院する場合の移送費用に対し給付	500	500	0	0.0
小 計		○退職被保険者を除く被保険者	5,748,423	6,301,084	△ 552,661	△ 8.8	
給 付 費	退 職 被 保 険 者 分	療養給付費	※一般被保険者分と同じ	1	100	△ 99	△ 99.0
		療養費		1	100	△ 99	△ 99.0
		高額療養費		1	100	△ 99	△ 99.0
		高額介護合算		1	1	0	0.0
		移送費		1	1	0	0.0
	小 計		○60～64歳の厚生年金等受給者で一定の要件を満たす被保険者	5	302	△ 297	△ 98.3
費	出産育児諸費		○国保被保険者が出産したときに給付 【金額】 産科医療補償制度加入の場合…1件50万円 産科医療補償制度未加入…1件48.8万円	27,512	27,314	198	0.7
	葬祭諸費		○国保被保険者が死亡したときに、葬祭を行った者に給付 【金額】 1件5万円	6,750	7,250	△ 500	△ 6.9
	妊産婦付加金		○国保被保険者の妊産婦に係る一部負担金相当額を給付 【金額】 妊娠の届出月から出産翌月までの一部負担金相当額	3,040	2,883	157	5.4
	傷病手当金		○国保被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染し療養等のため労務に服することができず予定していた給与の支払いがなかったときに支給 【金額】 直近3カ月給与を勤務日数で日割りし、2/3を乗じた金額に休職した日数を乗じて算定	2,100	1,890	210	11.1
	審査支払手数料		○千葉県国民健康保険団体連合会に委託しているレセプト審査業務に対する手数料	10,308	10,688	△ 380	△ 3.6
計				5,798,138	6,351,411	△ 553,273	△ 8.7
保 険 事 業 費 納 付 金	医 療 給 付 費 分	一般被保険者分	○各市町村の国保被保険者に係る人口及び所得水準並びに医療費水準に応じ納付	1,561,782	1,514,161	47,621	3.1
		退職被保険者分		1	308	△ 307	△ 99.7
		小 計		1,561,783	1,514,469	47,314	3.1
	後 期 高 齢 者 支 援 金 分	一般被保険者分	○各市町村の後期高齢者医療被保険者に係る人口及び所得水準に応じ納付	617,775	565,745	52,030	9.2
		退職被保険者分		1	1	0	0.0
		小 計		617,776	565,746	52,030	9.2
	介護分納付金		○各市町村の介護保険第2号被保険者に係る人口及び所得水準に応じ納付	244,639	272,988	△ 28,349	△ 10.4
計			○歳入、保険給付費等普通交付金の原資となるもの（※県が算定）	2,424,198	2,353,203	70,995	3.0
保健事業費			○被保険者の健康の保持増進のための経費 ①特定健康診査等事業…糖尿病などの生活習慣病に関する健康診査 ②特定保健指導事業…糖尿病などの生活習慣病に関する保健指導 ③短期人間ドック事業…短期人間ドック受検費用の助成 ④医療費通知事業…医療機関受診状況などを被保険者に通知	93,999	85,458	8,541	10.0
基金積立金			○財政調整基金への積立金	80	180	△ 100	△ 55.6
公債費			○公債に係る償還金	1	1	0	0.0
諸支出金			○国保税の還付金、旭中央病院補助金、施設勘定繰出金、国への返還金など	30,884	32,442	△ 1,558	△ 4.8
予備費			○事業の執行にあたって、歳出に不足が生じた場合に使用	30,000	30,000	0	0.0
歳 出 合 計				8,424,000	8,900,000	△ 476,000	△ 5.3
財政調整基金保有額				1,078,181	1,102,158	△ 23,977	△ 2.2